



公用車を活用したEVカーシェア事業に係る
プロポーザル参加事業者募集要領

令和4年2月

尼崎市 経済環境局 環境部 環境創造課

1 目的

電気自動車（EV）2台を導入し、平日は公用車として使用するとともに、使用しない休日については、市民に広く活用してもらおうカーシェアに供することでカーシェアやEVの普及啓発を図る。

この取組の最大の目的は、公用車のEV化やEV及びカーシェアの利用促進による市内の運輸部門CO2排出量の削減であるが、カーシェアの普及は「交通利便性の向上」「観光振興・地域活性化」といった市の魅力向上に資することにも期待できる。

この要領は、本市とともに上記の取組を推進するパートナーとなる自動車レンタル事業者を総合的な観点から選定するために必要な事項を定めるものである。

2 事業概要

(1) 事業名

公用車を活用したEVカーシェア事業

(2) 事業実施期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

※ 令和4年4月1日以降の契約締結を予定。

(3) 自動車レンタル事業者が担う業務

ア EV2台の調達及び市へのレンタル

イ EV2台を用いた市民等への休日カーシェアリングサービスの実施

※ 業務の詳細や支払い方法については、別紙の仕様書参照。

(4) 予算額（プロポーザル提案上限額）

令和4年度単年分：1,083千円

※ 但し、本事業の令和4年度予算が尼崎市議会において議決を得た場合に限り、議決された予算の範囲内で事業を実施することを基本とする。

令和5年度以降について、令和4年度と同じ予算額とする予定であるが、令和4年度予算と同様に、当該年度の予算が尼崎市議会において議決を得た場合に限り、議決された予算の範囲内で事業を実施する。

※ 事業者の提案金額には、上記の“自動車レンタル事業者が担う業務”やそれに付帯する業務に要する一切の費用を含むこととするが、事業者は、休日カーシェアリングサービスの利用者から利用料を徴収し、サービスの運営や広告等に要する費用に充てることができる。

3 プロポーザル応募資格要件

次の各号に掲げる条件を全て満たす者とする。

- (1) 尼崎市契約規則第4条に定める競争入札参加資格者名簿に登録されている者
- (2) 仕様書に定める業務について、単独で業務を遂行できる能力を有し、車両の急な故障時

等の対応も含め、責任を持って速やかに対応できる体制を有する自動車レンタル事業者
※但し、単独で本業務が担えない場合であっても、適正に業務を遂行できる企業グループ
(当該業務を共同して行うことを目的として複数の民間事業者により構成された組織をいう。以下同じ。)として参加することは可能とする。その場合、参加表明書の提出時まで企業グループを結成し、代表者を定め、他の者は構成員として参加するものとする。また、企業グループの構成員は、他の企業グループの構成員となること、又は、単独で本プロポーザルに参加することはできない。

(3) 本市との協議に柔軟に対応できる者

(4) 国税、地方税等を完納している者

(5) 次の事項に該当しない者

① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者

② 本市から指名停止措置(入札参加停止措置)を受けている者

③ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申し立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続き開始の申し立てがなされている者

④ 自己又は自社の役員等が、次の事項のいずれかに該当する者、及び次の事項に掲げる者がその経営に実質的に関与している者

ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする団体

イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反することを主たる目的とする団体

ウ 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう)の候補者(当該候補者になろうとするものを含む)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体

エ 暴力団(尼崎市暴力団排除条例(平成25年条例第13号)第2条第2号に規定する暴力団をいう)又は暴力団員(尼崎市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員をいう)若しくは暴力団密接関係者(尼崎市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者をいう)

オ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条及び第8条に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統率の下にある団体

カ 破産者で復権を得ない者

キ 尼崎市長が代表者又はこれに準ずる地位にある者となっている団体

5 応募者の失格

応募者が次の事項に該当すると本市が判断した場合は失格とする。ただし、本市がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。

(1) 本要領を遵守しない場合

(2) 提出書類に虚偽の記載をした場合

(3) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

(4) 応募資格を欠いていることが判明した場合

(5) 提案された予算金額が、本要領書に記載する本市の予算上限額を上回る場合

(6) その他応募者の失格事項に相当するものと本市が判断した場合

6 実施スケジュール（予定）

- | | |
|----------------------|------------------------------------|
| (1) 公募開始 | 令和4年2月4日（金曜日） |
| (2) 参加表明書の提出期限 | 令和4年3月1日（火曜日）17時必着 |
| (3) 質問受付期限 | 令和4年3月8日（火曜日）17時必着 |
| (4) 質問への回答 | 令和4年3月10日（木曜日）17時まで |
| (5) 企画提案書提出期限 | 令和4年3月14日（月曜日）17時必着 |
| (6) 第一次審査（書面審査） | 令和4年3月18日（金曜日） |
| (7) 第二次審査（プレゼンテーション） | 令和4年3月22日（火曜日）
※日時、場所は追って連絡します。 |
| (8) 選定結果通知、公表 | 令和4年3月25日（金曜日） |

7 応募の手続き

(1) 参加表明書の提出

プロポーザルに応募を希望する場合は、以下のとおり参加表明書を提出すること

① 提出期限

令和4年3月1日（火曜日）17時必着

② 提出方法及び提出先

以下の宛先に郵送又は持参にて提出すること。

尼崎市 経済環境局 環境部 環境創造課

〒660-8501 尼崎市東七松町1丁目23番1号 本庁中館9階

③ 受領確認

市は、参加表明書を受領した際、応募者あて電子メールにて受領確認の通知を行う。

④ 提出様式

ア 公用車を活用したEVカーシェア事業に係るプロポーザル参加表明書
(様式第1号)

イ 企業グループ構成申請書（様式第2号）

※ 様式第2号は複数事業者で共同提案を行う場合のみ提出する。

(2) 質問の受付及び回答

提案書作成に関する質問は、以下のとおり受け付けることとする。

① 質問受付期限

令和4年3月8日（金曜日）17時必着

※ 期限を過ぎた問い合わせには回答しない。

② 質問等の受付

質疑書（様式第3号）により、下記問い合わせ先に電子メールで送付すること。

【問い合わせ先】 尼崎市経済環境局 環境部 環境創造課

メールアドレス： ama-kankyo-sozo@city.amagasaki.hyogo.jp

③ 回答

原則として、質問があった日の翌々日（土曜日、日曜日、祝日を除く）に、市のホームページへの掲載により回答することとし、最終的には令和4年3月10日（木曜日）

17時までに全ての質問に回答する。ただし、参加表明書の提出期限以降は、参加表明者からの質問のみ受け付け、質問内容及び回答は電子メールにて全ての参加表明者に公表する。

(3) 企画提案書の提出

参加表明者は、次のとおり企画提案書を提出すること。

① 提出期限

令和4年3月14日（月曜日）17時必着

※ 持参により直接提出する場合は、土曜日・日曜日・祝日を除く平日9時～17時の時間帯に受け付ける。

※ 提案を辞退する場合は、提案辞退届（様式第6号）を期日までに提出すること。

② 提出方法及び提出先

以下の宛先に郵送（書留などの配達記録が残る方法によること）又は持参にて提出すること。なお、提出物は書類（サイズはA4版）にて提出すること。

【提出先】

尼崎市 経済環境局 環境部 環境創造課

〒660-8501 尼崎市東七松町1丁目23番1号 本庁中館9階

③ 提出書類

ア 公用車を活用したEVカーシェア事業に係るプロポーザル企画提案書（表紙）
（様式第4号）

イ 企画提案書（様式は問わない）

※ 提案書はA4サイズ版（縦置き、横置きどちらでも可）とし、合計で20枚以内とする。

※ 本要領及び仕様書にて市が求めている要件について対応できていることに言及した上で、以下のことについて記載すること。

（ア）提案額について

（見積書及び見積の内訳書を提示すること。）

※ 5年分一括の見積と各年度別の見積の2パターンを提示すること。

（イ）EV2台の調達及び市へのレンタルについて

（車両の仕様、メンテナンス内容、保険の補償内容等について詳細に記載すること。）

（ウ）EV2台を用いた市民等への休日カーシェアリングサービスの実施について

（どのようなシステム・手法を用いて休日カーシェアリングを実施するか、また、カーシェア利用者がどのような手続き・手順で車両を利用できるか説明した上で、提案するサービス独自の利点についてPRすること。更に、サービスの利用者から徴収する利用料を明記すること。）

（エ）事業実施体制の信頼性・安定性について

（本事業推進のための体制、車両の保守点検及び不具合発生時の対応、休日カーシェア利用者に対するカスタマーサポート等について記載すること。）

（オ）EV及びカーシェアの普及啓発に関する効果的な手法、休日カーシェアリングサービス利用促進のための広報の提案について

（カ）その他、本市にとって有益な提案について（例：観光振興、地域活性化、災

害対応等)

ウ 会社概要及び業務実績書（様式第5号）

※ 記載欄にある「同様の業務実績」には、「国や地方自治体との連携事業」の受託件名を記載すること。

④ 提出部数

上記③ア～イについて、正本1部、副本8部（カラー）を提出すること。

⑤ 書類作成・提出上の留意事項

ア 受領後の提案書などの加除は、原則不可とする。

8 選定方法及び審査基準について

(1) 審査方法

事業者の選定は、公募型プロポーザル方式により行い、別表1の評価項目及び評価基準により評価する。提案内容に係るプレゼンテーション及びヒアリングを行い、本事業に最も適切な事業者を優先交渉権者として選定する。応募者が1者のみであった場合でも、公募は成立することとし、審査基準を満たす場合は、優先交渉権者とする。

(2) 第1次審査（書類審査）

応募者が5者を超える場合は、第1次選定として企画提案書の内容を書類審査し、上位5者を選定する。

ア 実施予定日 令和4年3月18日（金曜日）

イ 審査 提出された企画提案書等を書類審査し、上位5者を第2次選定の対象とする。

ウ 結果通知 応募者全員に選定結果を電子メールにて通知する。

(3) 第2次審査（プレゼンテーション審査）

① 日時及び場所

ア 実施場所 尼崎市役所（詳細な会議室などの場所は別途通知）

イ 実施予定日 令和4年3月22日（火曜日）

ウ その他

プレゼンテーションの日時については、本市から応募者あてに電子メールで連絡する。なお、プレゼンテーションの説明者は、補助者を含めて5名以内とし、質問に責任をもって回答できる者を含むこととする。プレゼンテーション時における回答についても評価の対象とし、後日の訂正は認めないものとする。

※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、Web 会議システム（Zoom）によるオンライン形式での実施に変更する可能性がある。

② プレゼンテーションの内容

ア プレゼンテーションは1社ずつの呼び込み方式とし、プレゼンテーションに引き続き、質疑応答を実施する。

イ 説明時間は20分以内とし提案内容や業務内容等、当市が指定した事項に関して分かり易く説明すること。また、説明内容は、提出のあった提案書に基づくものとし、追加資料は認めない。

ウ 質疑応答時間は20分程度とする。なお質疑応答については現場での受け答えのみ

とし、後日の回答は認めない。

エ プレゼンテーションに必要なパソコン等の機器は応募者で用意すること。ただし、スクリーン、プロジェクターについては当市で準備する。

③ プレゼンテーションに出席しない場合

事業実施の意思がないものとみなし、原則として、優先交渉権者として選定しないものとする。ただし、不慮の事故等真にやむを得ない理由で出席できないと判断される場合は、この限りでない。

④ 審査の実施

提出された企画提案書等及びプレゼンテーションの内容を審査基準に基づき審査し、合計点が最も高かった事業者を優先交渉権者として選定する。

⑤ 審査結果の通知

審査結果については、すべての応募者に書面にて個別に通知する。ただし、得点の内訳等審査内容については開示せず、選定結果に対する異議の申し立ては受け付けない。

9 契約・協定

審査により優先交渉権を得た事業者は市との協議を行い、本事業を実施するために車両のレンタル等に関する契約を令和4年4月1日以降に締結するものとする。（※単年度契約）

また、当該契約の他、必要に応じて本事業を推進するための協定を締結するものとする。なお、協議が整わないと本市が判断した場合、契約及び協定の締結は行わない。

以下、契約に関するその他の注意事項

ア 優先交渉権者に次に掲げる事態が生じたときは、審査時の合計得点が高かった事業者の順に協議を行い、契約相手方を決定する。ただし、選定基準を満たさなかった者については交渉権者の対象外とする。

(ア) 契約の締結を辞退したとき

(イ) 契約締結時までに本要領に定める応募資格を欠いていることが判明したとき

(ウ) 契約締結時までに本要領に定める失格の要件に該当していることが判明したとき

(エ) 契約に向けて必要な協議が不調に終わったとき

(オ) その他やむを得ない事情で契約に至らなかった場合

イ 契約保証金等、契約にあたっては尼崎市契約規則に基づくこととする。

ウ 契約にあたっては、改めて見積書の提出を依頼する。

原則として、優先交渉権者は提案書に記載している見積金額を基に提出すること。

1.1 その他

(1) プロポーザルの応募に関する経費は、すべて応募者の負担とする。

(2) 応募者は、一つの提案のみとする。

(3) 提出された提案書等は返却しない。

(4) 提出された提案書等は、応募者に無断での利用はしない。ただし、本プロポーザルの手続き及びこれに係る事務処理に必要な範囲において提案書等の複製、保存等を行う。また、選定された事業者の提案については、内容を協議の上、概要を公開する。

- (5) 提案書等の提出後、審査により事業者が選定されるまでは、提案辞退届（様式第6号）にて申し出ることにより参加辞退ができるものとする。
- (6) 契約後に、契約者が応募資格を満たしていないことが判明したとき、又は財務状況の悪化等により事業の履行が確実にないと認められるとき、若しくは社会的信用を著しく損なうなど受託者としてふさわしくないと認められるときは、契約を解除し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命じることができるものとする。

1 2 事務局

尼崎市 経済環境局 環境部 環境創造課

担当：上平・小原

〒660-8501 尼崎市東七松町1丁目23番1号 本庁中館9階

電話番号：06-6489-6301

FAX番号：06-6489-6300

メールアドレス：ama-kankyo-sozo@city.amagasaki.hyogo.jp

ホームページ：<https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/>

別表 1

大項目	評価項目
事業実施者の信頼性	① 当事業の目的を理解しているか、また、業務の実施にあたって、誠意を持った対応が期待できるか
	② 過去に同様の事業を行った実績があるか
EV 2 台の調達及び市へのレンタル	① 市が求める仕様を満たしているか (仕様書に記載している条件を満たしているか。)
EV 2 台を用いた市民等への休日カーシェアリングサービスの実施	① 市が求める仕様を満たしているか (仕様書に記載している条件を満たしているか。)
	② 提案するサービスに利点や魅力があるか (例. 利便性、操作性、使いやすさ等)
事業実施体制の信頼性・安定性	① 本事業推進のための体制は適切か、役割や責任の所在がはっきりしているか
	② 公用車としての使用時について、定期の保守点検と不具合時の迅速な対応が可能な体制ができているか
	③ 休日カーシェアリングサービスについて、利用者に対するサポートの体制ができているか
その他	① EV 及びカーシェアの普及啓発に関する効果的な手法や、休日カーシェアリングサービス利用促進のための広報の具体的な提案があるか
	② その他、本市の魅力向上の観点から有益な提案があるか (例. 観光振興、地域活性化、交通利便性向上等)
	③ 提案内容全体から、本事業への参加の意欲が強く感じられるか
	④ 事業開始可能時期について (令和 4 年度のどれだけ早い時期に事業を開始できるか)
提案価格	① 提案額について、市が提示する提案上限額を下回っており、費用対効果の高い提案であるか
	② 休日カーシェアリングサービスの利用者に対する利用料が適正であるか (利用者が使いやすい料金設定となっているか)
合 計 点 100 点	

※ 事業者（企業グループで提案する場合は代表企業又は構成企業）が尼崎市内在業者である場合は、獲得した点数の合計に 10% を、準市内在業者である場合は獲得した点数の合計に 5% を加算する。

※ ISO14001 やエコアクション 21 等の環境マネジメントシステムを導入している事業者である場合は、獲得した点数の合計に 5% を加算する。